

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年11月10日（火） 8：19～8：32

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
岩城光英 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
馳浩 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
森山裕 国務大臣（農林水産大臣）
林幹雄 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
丸川珠代 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中谷元 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
高木毅 国務大臣（復興大臣）
河野太郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
島尻安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
遠藤利明 国務大臣

陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 3件
- 政令 4件
- 人事 4件
- 報告 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「眞子内親王殿下のエルサルバドル国及びホンジュラス国御訪問」について、御了解をお願いいたします。この度、エルサルバドル国政府及びホンジュラス国大統領から、それぞれの外交関係樹立80周年の機会に、眞子内親王殿下を両国に招待したい旨の申出がありましたので、我が国と両国との友好関係に鑑み、12月2日から12日までの予定で御訪問願うこととするものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「エクアドル国」及び「ラトビア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「風営法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成28年6月23日とともに、特定遊興飲食店営業の許可申請に関する規定の施行期日について同年3月23日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準を定める等、風営法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「水防法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年11月19日とするものであり、「下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、公共下水道又は流域下水道の維持、修繕に関する技術上の基準等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、塩崎厚生労働大臣がアメリカ合衆国政府要人との意見交換等のため、13日から15日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、クウェート国駐箚大使辻原俊博、ギニア国駐箚大使中野直継及びスウェーデン国駐箚大使森元誠二を願いに依り免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、杉山晴康外151名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「平成27年度第2・四半期に締結された無償資金協力に係る取極」について、御報告があります。本件は、本年7月から9月までの3か月間に締結された、28か国、4機関の計47件、総額約330億円の取極について、取りまとめたものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、17か国、1機関に対する計19件、総額約119億円の贈与等を行うものであります。個々の案件につきまして

は、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

- 菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、甘利大臣。
- 甘利国務大臣：月例経済報告の聴取等を行うことを目的として、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」を毎月開催いたしておりますが、別紙のとおり構成員を追加いたしますので、御了解をお願いいたします。
- 菅国務大臣：次に、加藤大臣。
- 加藤国務大臣：本日 11 月 10 日から 16 日までの 1 週間、「アルコール関連問題啓発週間」を実施します。

この啓発週間は、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール健康障害対策基本法に基づき設けられております。昨年に続き 2 回目となる本年度も、全国 6箇所での啓発フォーラムの開催とともに、関係府省が連名で啓発ポスターを作成し、約 25 万部を配布するなど、様々な啓発活動を予定しています。誰もが健康に、安心して暮らすことのできる社会の実現のため、閣僚各位におかれましては、この「アルコール関連問題啓発週間」の趣旨を御理解いただき、御協力をお願ひいたします。

なお、基本法に基づき、来年 5 月末までに策定することとしているアルコール健康障害対策推進基本計画について、有識者や当事者の御意見を伺いながら検討を進めており、この件に関しても、閣僚各位の御協力をお願ひいたします。

- 菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- 安倍内閣総理大臣：塩崎大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、加藤大臣を厚生労働大臣の臨時代理に指定します。

- 菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。
- 引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

- まず、内閣総理大臣から御発言がございます。
- 安倍内閣総理大臣：去る 6 日、会計検査院長から、平成 26 年度決算検査報告を受け取った。

この検査報告における件数は 570 件、指摘金額は総額 1,568 億円となっており、多くの不当事項等の指摘がなされていることは誠に遺憾である。

政府としては、この検査報告を真摯に受け止め、行政に対する国民の信頼を取り戻すための取組を進める必要がある。

閣僚各位におかれましては、自ら率先し、事務事業の在り方を見直し、また、適正な会計処理を徹底するなど、検査報告事項について確実に改善するよう、努めていただきたい。

また、予算の効率的かつ適切な執行を行うことが重要であることから、検査報告事項や国会での審議内容を 28 年度予算等に的確に反映していただきたい。

- 菅国務大臣：次に、財務大臣。
- 麻生国務大臣：ただいま総理からも御発言がありましたとおり、今般の決算検査報

告では、数多くの指摘がなされております。閣僚各位におかれましては、改めて、予算の厳正かつ効率的な執行と経理の適正な処理に努めていただきたいと存じます。

財政当局としては、今回の決算検査報告や国会における決算審議の内容、予算執行調査の結果などを、平成28年度予算編成等に的確に反映する必要があると考えております。

閣僚各位の特段の御協力をお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、加藤大臣。

○加藤国務大臣：11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。

本運動は、地方公共団体や関係団体等との連携の下、女性に対する暴力の根絶に向けて広報などを集中的に行うものです。運動期間中、東京タワーをシンボルカラーである紫色に点灯する「パープル・ライトアップ」を行うなど、各地で様々な取組が行われます。

閣僚各位におかれましては、本運動の趣旨を踏まえ、女性に対する暴力の根絶に向け、一層の取組をお願いいたします。また、運動期間中、女性に対する暴力の根絶のシンボルとして使われているパープルリボンを閣僚の皆様に御着用いただきたく、是非とも御協力をお願ひいたします。

○菅国務大臣：なお、海外出張された文部科学大臣及び国土交通大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はござりますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

平成27年
11月10日

(火)

◎一般案件

- 資料あり ○眞子内親王殿下のエルサルバドル国及びホンジュラス国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）
- 資料なし ☆エクアドル国駐箚特命全権大使野田 仁外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使小瀧 徹外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

◎政令

- 資料あり ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（警察庁）
- 〃 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（国土交通・環境省）
- 〃 ○下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎人事

- 資料なし ☆厚生労働大臣塩崎恭久の海外出張について（了解）
- 資料あり ○特命全権大使辻原俊博外2名を願に依り免することについて（決定）
- 資料なし ☆簡易裁判所判事兼判事補高嶋 卓を判事兼簡易裁判所判事に任命し、判事浜 秀樹を願に依り免することについて（決定）
- 資料あり ☆杉山晴康外151名の叙位又は叙勲について（決定）

◎ 報 告

資料あり ☆平成27年度第2・四半期に締結された無償資金
協力に係る取極について (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

平成 27 年
11 月 10 日 (火)

◎一般案件

資料あり ○無償資金協力に係る取極の締結（平成 27 年度第 5 次取りまとめ分）等について（決定）（外務省）

[○署名あり ☆署名なし]